

聖籠町企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月11日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例第39号

聖籠町企業立地促進条例の一部を改正する条例

聖籠町企業立地促進条例（平成27年聖籠町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、本町の新潟東港工業地帯等に企業の立地を促進するとともに町民雇用の拡大のため必要な奨励措置を行い、もって本町の産業振興及び定住促進を図ることで、まち・ひと・しごと創生を推進することを目的とする。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 対象地区 本町区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域のほか、町長が特に必要と認める地域をいう。
- （2） 企業 営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。
- （3） 企業の立地 企業が事業所を新設し、増設し、又は移設し、営業又は操業を開始することをいう。
- （4） 事業所 事業の用に供するために必要な施設をいう。
- （5） 新設 対象地区内に新たに事業所を設置（既存事業所の取得を含む。）することをいう。
- （6） 増設 対象地区内に設置した事業所の同一敷地内に当該事業所を拡張（対象地区内の土地を新たに取得し、当該事業所を拡張する場合を含む。）すること又は新たに設備を取得し屋外に設置することをいう。
- （7） 移設 町内に事業所を有する企業が、町内に設置した事業所の一部

又は全部を廃止し、対象地区内又は当該事業所（対象地区内に限る。）の同一敷地内に同一業種の事業所を設置（既存事業所の取得を含む。）することをいう。

(8) 投下固定資産 企業の立地に伴い新たに取得した土地、家屋及び償却資産（いずれも賃貸借によるものを除く。）をいう。

(9) 新規常用雇用者 企業の立地に伴い、営業又は操業を開始する前1年から営業又は操業開始後1年を経過するまでの間に、当該事業所に新規に常時雇用される従業員（当該企業から給与の支給を受ける正規従業員、臨時従業員、パートタイマー及びこれらに類する労働形態の従業員）で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に該当するものをいう。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の技能実習の項及び特定技能の項（同項の下欄に掲げる第1号の区分に限る。）の在留資格をもって在留する者を除く。

第4条を削る。

第3条の見出しを「対象業種」に改め、同条中「業種」の次に「（以下「対象業種」という。）」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（奨励措置）

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、奨励措置として次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) 立地奨励金

(2) 雇用奨励金

2 前項の奨励措置は、第6条第2項の規定による指定を受けた企業（以下「奨励企業」という。）に対して行う。

第6条を削る。

第5条第2項中「受理したとき」を「受理した場合」に、「前2条」を「前条」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（奨励措置の要件）

第5条 奨励措置を受けることができる企業は、対象地区内に企業の立地をし

た者のうち、対象業種に属する事業を営むもので、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- (1) 新設の場合 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から計画終了日まで（以下「基本計画同意期間」という。）に、同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って、投下固定資産の取得価格の合計額（以下この条において「投下固定資産額」という。）が1億円以上の新設を実施した者
- (2) 増設の場合 基本計画同意期間内に、承認地域経済牽引事業計画に従って、投下固定資産額が5千万円以上の増設を実施した者
- (3) 移設の場合 基本計画同意期間内に、承認地域経済牽引事業計画に従って、投下固定資産額が5千万円以上の移設を実施した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業は、奨励措置の対象としない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 企業の立地に際し、公害防止に関する法令その他関係法令に違反している者

第7条を次のように改める。

（立地奨励金の交付）

第7条 第3条第1項第1号に規定する立地奨励金の交付は、最後に取得した投下固定資産に対し、奨励企業の指定を受けた日の属する年度以後、最初に固定資産税が賦課された年度の翌年度に行う。

2 立地奨励金の額は、投下固定資産に対して賦課された固定資産税相当額の合計額とし、1億円を限度とする。この場合において、固定資産税相当額は、次の各号に定める年度の固定資産税額に相当するものとする。

- (1) 家屋及び償却資産 取得後、最初に固定資産税が賦課された年度
- (2) 土地 家屋又は償却資産に対して、最初に固定資産税が賦課された年度

第8条中「雇用奨励金」を「第3条第1項第2号に規定する雇用奨励金の交付」に、「移住」を「転入」に、「20万円を交付する」を「50万円を限度とし、3年に分割して行う」に改め、ただし書を削る。

第9条第2項中「受理したとき」を「受理した場合」に改め、同条第3項中「当該企業」を「当該奨励企業」に改める。

第10条を次のように改める。

(地位の承継)

第10条 奨励企業が、奨励企業の指定に係る事業を譲渡したときは、当該事業の譲受企業は町長の承認を得て、当該奨励企業の地位を承継することができる。

2 奨励企業について、相続、合併又は分割（それぞれ奨励金の交付の指定に係る事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、町長の承認を得て、当該奨励企業の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により、奨励企業の地位を承継しようとする企業は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

第11条第1項中「として指定を受けた企業」を削り、「認めたとき」を「認めた場合」に改め、同項第1号中「第4条各号」を「第5条」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「廃止」の次に「し」を加え、「又は」を「、又は」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「規則」の次に「並びに他の法令」を加え、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

第13条を第14条とし、第12条中「とき」を「場合」に改め、「の指定を受けた企業」を削り、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(交付の停止)

第12条 町長は、雇用奨励金の対象となった新規常用雇用者が退職した場合は、雇用奨励金の全部又は一部の交付を停止することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の聖籠町企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に奨励企業の指定を受ける者について適用し、同日前までに奨励企業の指定を受けた者については、なお従前の例による。